

滋賀県市町村職員研修センター議会の議決すべき事件を定める条例

〔平成 15 年 2 月 17 日滋賀県市町村職員研修センター条例第 1 号〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定により、滋賀県市町村職員研修センター議会の議決すべき事件を定めるものとする。

(議会の議決すべき事件)

第 2 条 次に掲げる事件は、滋賀県市町村職員研修センター議会の議決すべき事件とする。

- (1) 中長期の滋賀県市町村職員研修センターの研修実施計画を策定すること。
- (2) 各年度の滋賀県市町村職員研修センターの研修実施計画を策定すること（各研修の実施期日の変更等の軽易な変更をすることを除く。）。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成 15 年度を開始年度とする中長期の滋賀県市町村職員研修センターの研修実施計画の策定については、第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、管理者から議会に報告すべきものとする。